

那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例施行規則

平成26年9月30日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年那須塩原市条例第27号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設備の基準)

第2条 条例第9条第2項に規定する専用区画の面積の基準は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上とする。

(支援の単位)

第3条 条例第10条第4項に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。ただし、40人を超える場合には、複数の支援の単位に分けることができる。

(運営規程)

第4条 条例第14条に規定する重要事項は、次に掲げるとおりとし、放課後児童健全育成事業者（以下「事業者」という。）が、放課後児童健全育成事業所（以下「事業所」という。）ごとに定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間

- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項
(秘密保持等)

第5条 事業者は、条例第16条に規定する秘密保持等について、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

- (1) 目的
 - (2) 適用範囲
 - (3) 秘密区分
 - (4) 責任体制
 - (5) 秘密情報の保管
 - (6) 秘密情報の第三者への開示
 - (7) 秘密情報の廃棄
 - (8) 教育研修
 - (9) 懲戒処分
- (開所時間及び日数の基準)

第6条 条例第18条に規定する事業所を開所する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域に

における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき
8時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1
日につき3時間

2 条例第18条に規定する事業所を開所する日数は、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、事業所ごとに定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に開設されている事業所については、第2条の規定は、平成32年3月31日までの間は、適用しない。